

日本学生支援機構 適格認定説明会

給付奨学金

日本学生支援機構の給付奨学金に関するよくある質問

Q. 奨学生に採用されたら、卒業までずっと給付を受けることができますか？

A. 4月、7月、10月の「在籍報告」に加え、毎年1回、次年度も給付奨学金を希望することの確認のため、「給付奨学金継続願」の提出が必要です。

その後、在学する学校が奨学金継続の可否を判断する「適格認定」を行います。

学業成績等の状況によっては、奨学生としての資格を失う(=「廃止」と言います。)こともあります。

「給付奨学金継続願」の提出、適格認定とは？

「給付奨学金継続願」の提出

- 🔔 毎年1回、来年度の給付奨学金継続希望の有無を機構に提示
- 🔔 1年間の学業成績等を振り返り、奨学生としての責務を再確認

適格認定

- 🔔 学校が、提出された「給付奨学金継続願」の内容と学業成績等を総合的に審査し、適格基準に基づき奨学金継続の可否等を判断すること
- 🔔 「給付奨学金継続願」を提出しても必ず継続して給付されるとは限らない

「給付奨学金継続願」の提出(主な流れ)

スカラネット・パーソナルから
「給付額通知」の内容を確認



「『給付奨学金継続願』入力準備用紙」に記入



スカラネット・パーソナルから
「給付奨学金継続願」を提出(入力)

「給付奨学金継続願」の提出の流れとポイント

スカラネット・パーソナルから
「給付額通知」の内容を確認

予めスカラネット・パーソナルに登録しておく必要があります。

「『給付奨学金継続願』
入力準備用紙」に記入

提出する前に、誤入力防止や円滑な入力のために、各設問注意書きをよく読み、各設問の回答を下書きしておくとう入力がスムーズです。
あわせて、給付月額が適正かどうかを判断します。

📌 「入力準備用紙」の注意事項等をよく読んだうえで作成してください。

スカラネット・パーソナルから
「給付奨学金継続願」を提出(入力)

インターネットを通じて学校が定める期限までに提出(入力)します

期限までに「給付奨学金継続願」を提出しないと…



4月以降の奨学金は振込まれない

給付奨学金の継続を希望しない場合は…



「給付奨学金継続願」を入力する際に

- 給付奨学金の継続を希望しません を選択する



4月以降の給付奨学金は**停止**される

適格認定の3つの認定区分

<h3>廃止</h3>	<p>次の1~4のいずれかに該当するとき</p> <ol style="list-style-type: none">1. 修業年限で卒業できないことが確定2. 修得単位数の合計が標準単位の5割以下3. 履修科目への出席率が5割以下であるなど、学習意欲が著しく低いと認められる4. 「警告」区分に該当する成績が連続した	<p>【4月以降の取扱い】 給付奨学金の支給が取り止め(奨学生資格喪失) 【4月以降の給付奨学金】 振り込まれない</p>
<h3>警告</h3>	<p>次の1~3のいずれかに該当するとき (「廃止」の区分に該当するものを除く。)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 修得単位数の合計が標準単位の6割以下2. 学部におけるGPAが下位4分の1に属する3. 履修科目への出席率が8割以下であるなど、学習意欲が低いと認められる	<p>【4月以降の取扱い】 給付奨学金の支給は継続 【4月以降の給付奨学金】 振り込まれる</p>
<h3>継続</h3>	<p>「廃止」、「警告」以外の者</p>	

